

参 考

第四次御殿場市総合計画

基本構想

基本構想について

基本構想は 10 年後（令和 7 年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7 つの政策方針を示すものです。

期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までです。

第1章 基本構想策定の趣旨

本市では、平成12年度に“緑きらきら、人いきいき、御殿場”を将来都市像とする、「第三次御殿場市総合計画」を策定し、平成13年度から平成27年度までを計画期間として、総合的かつ計画的な行政の運営に努めてまいりました。

この間、富士山世界遺産登録や新東名高速道路御殿場ジャンクション以西の開通等、本市のポテンシャルを高める追い風が吹くなか、新たな工業団地の整備や富士山樹空の森等の大型集客施設を整備し、また、良好な景観形成に取り組むことにより、さらなる御殿場の魅力の創出を図ってまいりました。

一方、各地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来により、社会保障問題や、東京圏一極集中による地方の人口減少問題、さらには気候変動による大規模自然災害への対応等、様々な面で大きく変化しております。

また、地方分権の流れが加速するなか、地方自治体はこれまで以上に、市民と行政が一体となり、地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。

こうした新たな局面を迎え、本市の持つ豊かな自然をはじめ、あらゆる資源を最大限に生かすことにより、人々が集い、市民にとって希望と活力があふれるようなまちとするため、新たな指針として「第四次御殿場市総合計画基本構想」を策定するものです。

第2章 将来都市像

「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」

世界の宝である富士山が与えてくれる豊かな自然を保全・活用し、誰もが生きがいと誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを進め、本市の魅力に引かれ、人々が集うまちを将来都市像として表します。

第3章 土地利用の基本方針

富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため、自然系、農林系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図ります。

また、新東名高速道路等の整備により一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡のとれた土地利用を図ります。

第4章 政策の方針

政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり

《産業》

富士山世界遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等による交流人口の増加や、新東名高速道路の新たなインターチェンジの開設等による産業構造の変化を視野に入れ、新たな産業の振興及び観光戦略により、活力あるまちづくりを進めます。

- 富士山と箱根外輪山、その周辺の豊かな自然環境や景観をまちの魅力に生かし、周辺市町村と連携した周遊、滞留型の観光を促進し、観光ハブ都市として発展するため、既存の観光施設に加え、新たな資源の発掘やスポーツ等のツーリズムの創出により、観光交流客数の増加を図ります。
- 新たな工業用地の創出を図ることにより、企業が進出しやすい環境の整備に努めます。また、起業家への支援を図るとともに、農林業や商業等との連携による新たな産業の振興に努めます。
- 魅力ある農林業の振興を目指すため、地場製品の販売強化やブランド化を図ります。また、安全で安心な農産物の生産を推進するとともに、農地や山林の適正な管理に努めます。
- 消費者ニーズに応じた商品の販売やサービスの提供を行うため、商店街や企業等が行う活気ある活動を支援します。また、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進します。
- 豊かな工業の振興を図るため、中小企業の経営基盤の安定化及び経営の改善を支援します。
- 誰もが働きやすくするため、国や県等と連携して良好な就業環境の整備を促進します。また、労働者への充実した福利厚生と豊富な労働教育の提供に努めます。

政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

《健康福祉》

誰もが希望を持って明るく健康に暮らすことができるように、社会福祉の充実を図り、地域で支え合う健やかな福祉のまちづくりを進めます。

- 真の子育て日本一を目指して、地域で子どもを見守る仕組みや預けやすい環境の確立など、子育て環境の向上を図ります。
- 市民がいつでも安心して医療サービスを受けられるために、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、広域を含む地域医療体制づくりを推進します。
- 健康寿命の延伸のため、食育の推進や健康づくりの啓発など、市民自ら健康づくり活動が実践できるような体制づくりに努めます。
- ライフステージに応じた健康診査や検診、教育・相談等を実施し、健康管理支援体制づくりを推進します。
- 誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域と行政の連携により、福祉サービスを提供するとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域社会を築きます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる環境づくりを促進します。
- 障害のある人が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、自立支援や社会参加の促進に努めます。
- 保険・年金制度の周知に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。

政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり**《防災・市民生活》**

市民の生命と財産を守るため、自然災害をはじめ、犯罪、事故、火災など様々な災害に対し、常に危機管理意識を持つの的確な対応ができる安全で安心なまちづくりを進めます。

- 自然災害や国民保護事案、感染症対応などのあらゆる危機事案を想定した危機管理体制を構築し、的確な対応に努めます。また、自主防災会の能力向上など、地域の防災力の強化及び大規模災害に対応した広域避難体制の確立に努めます。
- 地域の防火や救命措置などの対策を進めるほか、火災や緊急時に迅速かつ的確に対応できる消防、救急・救助体制の強化を図ります。
- 大規模地震や集中豪雨に備えて、森林機能の保全や河川改修などを進め、治山・治水に努めます。
- 身近な地域で発生する犯罪を防止し、安全で安心な暮らしを実現するため、地域ぐるみの防犯活動や防犯設備の充実を図ります。
- 消費者の権利の尊重と自立の支援を図るため、相談体制の強化や消費者教育を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図り、交通に関するルールの遵守とマナーの向上をはたらきかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努めます。

政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり

《教育文化》

地域と行政が一体となり、子どもから大人までお互いに学び合うことで、豊かな心を持ち、いきいきと暮らすことのできる人づくりを進めます。

- 確かな人間力、社会力を身につけ、郷土愛を育むために、家庭、地域、保育所、こども園、幼稚園、学校が連携し、より良い教育環境を整え、次世代を担う人づくりに努めます。
- 市民が自ら学びあい、実りある毎日を送り、また地域活動が活発化するように、自由に学ぶことのできる環境や温かい地域の構築を図ります。
- 市民が、芸術文化に接する機会を増やすため、環境整備の充実に努めるとともに、世代間の交流を通し、担い手の育成と主体的な活動の支援を図ります。
- 市民が、生涯にわたりスポーツに親しむことで生きがいを感じられるよう、スポーツ環境の整備を図ります。
- 地域文化継承のため、歴史・文化資源の調査と保全を進めます。また、地域文化の理解を深めるため、歴史・文化の学びの場の提供を図ります。
- 市民と在住外国人が相互理解のもと、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指すとともに、様々な分野での国際交流を通して、国際化の推進に努めます。

政策方針5 富士山の恵みを大切にすまちづくり**《環境》**

富士山や箱根外輪山の恵みである水資源や自然環境を守り、市民や企業等とともに地球の環境問題を意識した身近な環境の保全活動の推進を図るほか、資源循環型社会の形成に向けた取組を推進し、清らかで環境にやさしいまちづくりを進めます。

- 地球温暖化を防止するため、環境負荷の小さいエネルギーや新エネルギーの利用の促進を図るほか、市民や企業等と協働で環境保全活動を推進します。
- 富士山や箱根外輪山の自然環境の保全を推進するほか、自然資源を生かした魅力づくりに努めます。
- 誰もが安心して安全に暮らせるように、市民・企業等・行政が協働して、生活環境の向上に努めます。
- 資源循環型社会を形成する一環として、ごみの減量や再資源化等を推進するほか、廃棄物等の適正な処理を図ります。
- 恵まれた水環境を保全するため、水資源の有効利用に努めるほか、生活排水処理施設等の整備と適正な管理を推進します。

政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

《都市基盤》

秩序のある土地利用、効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の形成に努めることにより、自然と共生した都市の構築を図り、市民が住むことに誇りを持てるようなまちづくりを進めます。

- 富士山などの景観資源の保全とこれらを生かした魅力ある景観形成に努めます。
- 優れた自然環境と市民が暮らしやすい生活環境の調和を図るため、適正な土地利用への誘導を図ります。
- 中心市街地における基盤の整備や新東名高速道路の新たなインターチェンジ等を生かした都市の整備により、拠点的・面的なまちづくりを推進します。
- 公園を計画的に整備し、適正な維持管理を行うほか、市民や企業との協働による緑化活動に努めます。
- 誰もが安心して快適な生活を営むことができるよう、ゆとりある住宅などの建築を進め、住環境の整備に努めます。
- 新東名高速道路等の幹線道路整備の推進を図るとともに、安全で安心な道づくりと道路網の整備に努めます。
- 交通弱者をはじめとする交通利用者の円滑な移動を図るため、バス・電車等の公共交通の充実と交通拠点の利便性の向上を図ります。

政策方針7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり**《協働・計画推進》**

市民と行政が共に支え、共に育むことにより、地域の魅力向上を図るとともに、効果的な行財政運営に努め、市民が誇りと希望を持ち、明るく元気の出るまちづくりを進めます。

- 市民の地域への愛着心と自治体知名度の向上を図るため、本市の資源や魅力を磨き上げ、戦略的な発信の展開に努めます。
- 行政の透明性の確保と市政に対する市民の理解を高めるため、行政情報の効果的な発信と市民ニーズの把握に努めます。
- 公共的な課題に対し、市民と行政が協働して取り組むため、市民活動団体の育成を図るとともに、市民協働型まちづくりを推進します。
- 男女がその個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すため、あらゆる分野への男女共同参画の促進を図るとともに、環境の整備に努めます。
- 安定した健全な財政状況を継続するため、多様な資金の調達を行うことにより財源を確保し、効率的・効果的な財政運営を図ります。
- 実効性の高い政策を展開していくため、行政需要の変化に的確に対応し、経営的感覚を持って、効率的な行政運営を推進します。
- 効果的な広域事業について、周辺市町村との連携に努めます。
- 財産区と連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 自衛隊の演習場使用と地元民生の安定や地域開発などが両立するまちづくりを図ります。

第2期

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(抜粋)

(令和元年12月20日 閣議決定)

1. 第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略についての国の基本的な考え方

1. 第1期の成果と課題

- 地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は一貫して増加傾向にある。しごとの創生に関しては、一定の成果が見られる。
- 東京圏への転入超過は、2020年の均衡目標に対し、2018年は、13.6万人となっている。景気回復が続くなか、バブル崩壊後のピークの15.5万人（2007年）より下回っているが、地方創生がスタートした2014年からは一貫して増加しており、更なる取組が必要。

2. 地方創生の目指すべき将来

<課題>

- 人口減少と東京圏への一極集中は、地方において地域社会の担い手の減少につながり、更なる人口減少を加速させ負の連鎖となる。また、「まち」の機能を低下させ、地域の魅力・活力が失われ、生活サービスの維持が困難となる。
- 東京圏への一極集中は、首都直下地震などの巨大災害の被害を大きなものとさせる。

<地方創生の目指すべき将来>

- 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、魅力を育み、ひとが集う地方を築くことで人口減少を和らげるとともに、地域の外から稼ぐ力を高め、地域内経済循環を実現する。また、人口減少に適応した地域をつくる。これにより、将来にわたって「活力ある地域社会」を実現する。
- 「東京圏への一極集中」を是正する。

3. 第2期の主な取組の方向性

<東京一極集中の是正に向けた取組の強化>

- 地方への移住・定着を促進する。
- 関係人口の創出・拡大や企業版ふるさと納税の拡大により、地方とのつながりを強化し、地方移住のすそ野を拡大する。

<まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進>

- 多様な人材の活躍により地方創生を推進する。
- 地域におけるSociety5.0の推進等により、新しい時代の流れを力にする。

2. 国における政策の基本目標と KPI

- 【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 地方における若者を含めた就業者増加数 100 万人（2019～2024 年）
 - 安心して働ける環境の実現
 - 若い世代（15～34 歳）の正規雇用労働者等の割合 全ての世代と同水準を維持
- 【基本目標 2】 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 地方への移住・定着の推進
 - UIJ ターン※による起業・就業者数 6 万人（2019～2024 年）
- ※ UIJ ターン：地方から都市部に移住した人が再び故郷に戻る「U ターン」、都市部から出身とは違う地方へ移住する「I ターン」、生まれ育った故郷から進学や就職で都市部へ移住した後、故郷に近い地方都市に移住する「J ターン」の総称。
- 地方とのつながりの構築
 - 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数 1,000 団体
- 【基本目標 3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
 - 第 1 子出産前後の女性継続就業率 70%（2025 年）
- 【基本目標 4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
 - 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数 評価対象都市の 2/3
- 【横断的な目標 1】 多様な人材の活躍を推進する
- 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - 地域再生法等に基づき指定されている NPO 法人等の数 150 団体
 - 誰もが活躍する地域社会の推進
 - 女性（25～44 歳）の就業率 82%（2025 年）
 - 65～69 歳の就業率 51.6%（2025 年）
 - 障害者の実雇用率 2.3%（2025 年）
- 【横断的な目標 2】 新しい時代の流れを力にする
- 地域における Society5.0 の推進
 - 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数 600 団体・600 件
 - 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり
 - SDGs の達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合 60%

※ KPI の項目、目標数値及び目標年次（目標年次のない項目の目標年次は 2024 年度）

国土強靱化基本計画

(抜粋)

(平成 30 年 12 月 14 日 閣議決定)

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」の主な内容

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- 長期的な視野を持った計画的な取組
- 「自律・分散・協調」型国土の形成
- 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化 など

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 「自助」「共助」及び「公助」の適切な組み合わせ
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫 など

(3) 効率的な施策の推進

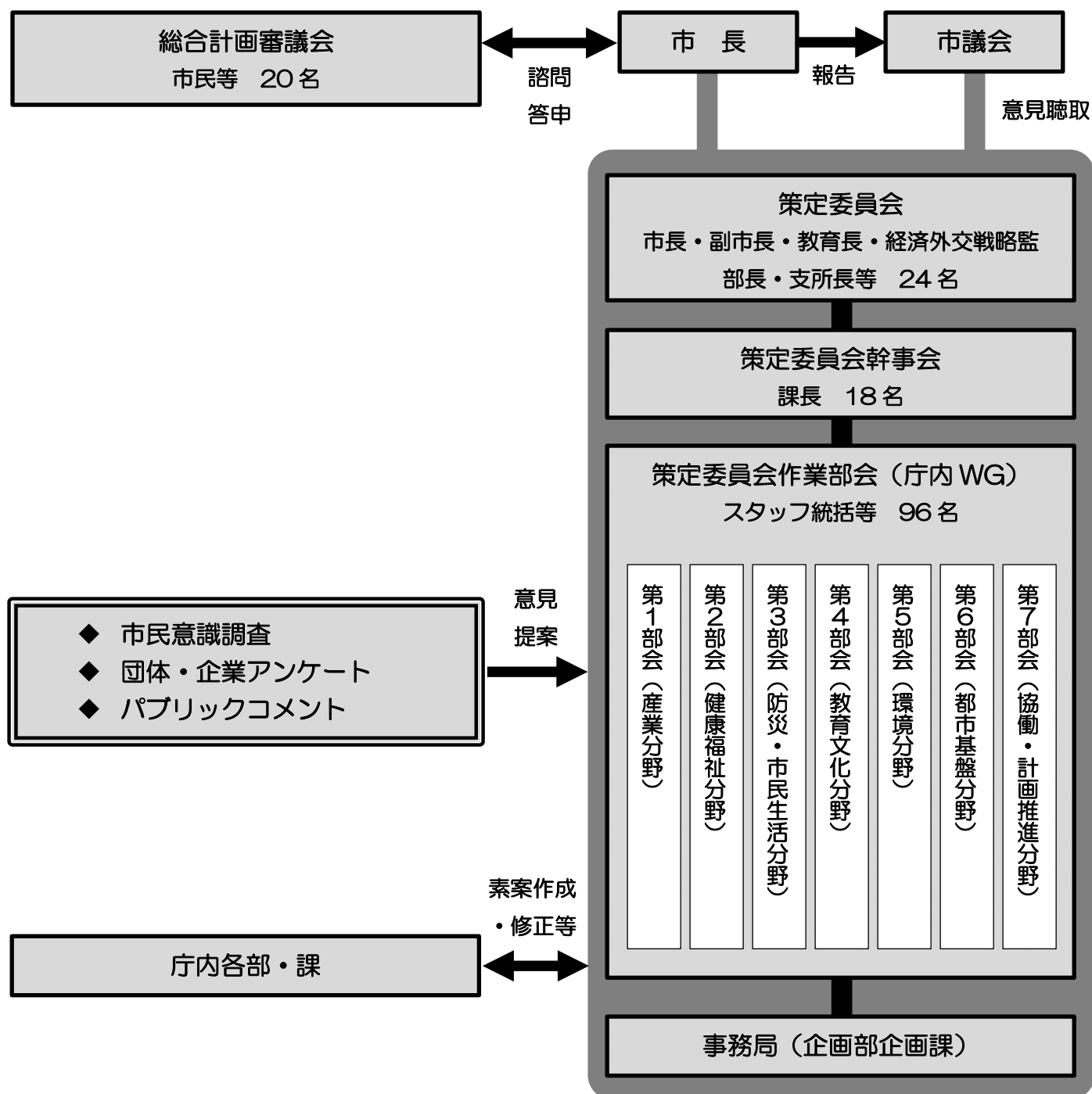
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理 など

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮 など

資料編

1. 策定体制



※ 第2期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、施策の実施にあたっては、総合計画審議会が「外部有識者会議」を兼ね、庁内組織については策定委員会と同じ構成員で組織する「御殿場市・まち・ひと・しごと創生推進本部」及び課長級職員で組織する（調整会議の構成員）「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略作業部会」を置く。

2. 策定経過

令和元年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

4月	計画策定方針決定	庁議
6月	◇市民意識調査（2,000票配布）	有効票数 845 票
	◇企業・団体アンケート（61 団体配布）	回答 46 団体
7月	第 1 回策定委員会作業部会	策定方針及び策定スケジュール確認、前期基本計画評価作業
8月	第 2 回策定委員会作業部会	前期基本計画評価作業
10月	第 1 回策定委員会幹事会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
11月	第 1 回策定委員会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
	◎総合計画審議会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
2月	施策整理案確認	庁内各課

令和 2 年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

5月	第 1 回策定委員会作業部会	計画素案作成作業
6月	第 1 回策定委員会幹事会	計画素案審議
	第 1 回策定委員会	計画素案決定
7月	◇パブリックコメント	意見 32 件
8月	◇市議会議員懇談会	意見聴取
	第 2 回策定委員会幹事会	計画原案審議
9月	第 2 回策定委員会	計画原案決定
	◎第 1 回総合計画審議会	諮問
	◎第 2 回総合計画審議会	意見協議
10月	◎総合計画審議会	答申
	第 2 回策定委員会作業部会	計画最終確認
	第 3 回策定委員会幹事会	計画審議
	第 3 回策定委員会	計画決定
11月	市議会三常任委員会協議会	
	市議会全員協議会	

3. 後期基本計画に係る諮問・答申

02 御企企第 738 号
令和 2 年 9 月 14 日

御殿場市総合計画審議会
会長 梶 毅 様

御殿場市長 若 林 洋 平

第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例に基づき、本市の基本計画を策定するため、同条例第 4 条の規定に基づき、第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案について意見を求めます。

令和 2 年 10 月 5 日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市総合計画審議会
会 長 梶 毅

第四次総合計画後期基本計画について（答申）

令和 2 年 9 月 14 日、諮問のありました第四次御殿場市総合計画後期基本計画 原案について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

答 申

第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案を、概ね妥当なものと判断いたします。
この原案を、より優れた計画として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しましたので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

1. 計画全体について

- (1) 市民にわかりやすい表記方法に配慮されたい。
- (2) 施策全般にわたり、横断的な連携のもとに推進されるよう配慮されたい。

2. 総論について

- (1) SDGs の全体像、考え方等について、市民全体に広く浸透が図られるよう、説明を充実させられたい。
- (2) SDGs の実現における本市の役割及び SDGs を原動力とした地方創生の推進について記述されたい。
- (3) with コロナの時代に対応した、持続可能な地域活動等のありかたについて配慮されたい。
- (4) 企業誘致が人口増加に与える効果について整理されたい。
- (5) 第 6 章各節の見出しや構成順、表記方法並びに記載各計画相互の関連性に係る記述等について整理されたい。
- (6) 国土強靱化計画の施策分野ごとの推進方法に、商工業事業者の非常時における事業継続を確保するための対策を盛り込まれたい。
- (7) 第 7 章について、国内外の注目度を高め、環境集積地として市の未来を想像できるキャッチフレーズに配慮されたい。
- (8) Society5.0 の記載に関連し、マイナンバーカードの推進について配慮されたい。
- (9) 防災・減災の観点を踏まえた山林の適正な管理に配慮されたい。
- (10) 本市が我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくための、的確な情報発信に配慮されたい。
- (11) 本市が我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくため、市民一人ひとりができることを具体的に呼びかけられたい。

3. 分野別計画について

政策方針 1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり

- (1) 環境配慮型企業の誘致に配慮されたい。
- (2) 自然環境の保全に配慮した農業生産基盤の整備について配慮されたい。
- (3) 商業、サービス業の用語表現について精査されたい。
- (4) 事業承継に向けた後継者の育成・確保に対する方策について配慮されたい。
- (5) 厳しい経営環境の中、課題を抱える事業者への支援に配慮されたい。
- (6) 工業振興における社会情勢の変化が、本市の企業に与える影響について整理されたい。
- (7) 中小企業の生産性向上、IT 化による経営の改善に配慮されたい。
- (8) 商業・サービス業における経営基盤の強化・改善に配慮されたい。
- (9) 商業・サービス業における地域の魅力を活かした商品開発等について配慮されたい。

(10) 人手不足を課題として取り上げられたい。

政策方針 2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

(1) 子どもの貧困率が高まる中、子ども食堂の運営など、子どもの貧困対策に配慮されたい。

政策方針 3 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 交流都市の実現に向け、災害時における帰宅困難者等を想定した備蓄品の充実等について配慮されたい。

(2) 商工業者における非常時の事業継続を確保するための対策について配慮されたい。

(3) 高齢者に限らない市民全体の消費者被害防止について配慮されたい。

政策方針 4 富士山のように大きな心を持った人づくり

(1) 教育の IT 化に配慮されたい。

政策方針 5 富士山の恵みを大切にするまちづくり

(1) 自然環境と調和した産業の推進に配慮されたい。

(2) 資源循環型社会の構築の政策において、6R の推進について配慮されたい。

(3) CO2 排出量の削減について配慮されたい。

政策方針 6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

(1) 良好な景観形成、災害対策に配慮し、電柱・電線の地下埋設等について配慮されたい。

(2) 高齢者の移動手段の確保について配慮されたい。

政策方針 7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

(1) 市民と行政の協働により、地域課題の解決に取り組むことに配慮されたい。

(2) 公共施設の効率的な運営と職員数の適正な管理に配慮されたい。

分野別計画全体について

(1) SDGs アイコンの表示について整理されたい。

(2) KPI 設定を精査するとともに、現状データ分析を充実させ、政策と施策の整合に努められたい。

4. 総合計画審議会委員名簿

令和元年度

会 長	:	芹 沢 秋 雄	副 会 長	:	鎌 野 順 子		
勝又 美津代		長 濱 豊	中 川 一 樹		山 口 力	勝 又 英 和	
米 光 博		込 山 久 美					

令和2年度

会 長	:	梶 毅	副 会 長	:	鎌 野 順 子		
齋 藤 昌 一		青 山 修 二	勝又 美津代		芹 澤 明 彦	長 田 光 男	
山 口 力		米 光 博	林 則 夫		勝 又 晴 久	長 濱 豊	
大 鷹 文 恵		勝 亦 政 光	梅 原 正		森 雅 宏	稲 葉 早 苗	
鈴木 貴美子		萱 沼 泉	芹 澤 次 子				

5. 庁内総合計画策定組織名簿

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会

令和元年度

若林 洋平	瀧口 達也	勝又 正美	勝亦 重夫	井上 仁士
梶 守男	志水 政満	芹沢 節巳	勝又 裕志	田代 明人
橘高 健二	杉本 嘉章	鈴木 秋広	田原 陽之介	長内 進
田代 学	勝間田 邦雄	村松 秀樹	鈴木 洋一郎	長田 利一
芹沢 徹	村松 哲哉	山本 明久	杉山 和彦	

令和2年度

若林 洋平	勝又 正美	勝亦 重夫	瀧口 達也	井上 仁士
山本 宗慶	南 美幸	芹沢 節巳	志水 政満	沓間 信幸
橘高 健二	杉本 嘉章	芹澤 勝徳	鈴木 秋広	勝又 雅樹
田代 学	勝間田 邦雄	勝間田 誠司	田代 明人	長田 利一
芹沢 徹	村松 哲哉	山本 明久	杉山 和彦	

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会幹事会

令和元年度

幹事長：	鎌野 晃	副幹事長：	沓間 信幸	
山本 宗慶	小林 和樹	勝又 雅樹	田代 こず江	南 美幸
田代 茂義	勝間田 守正	高橋 克栄	杉山 真彦	佐藤 正博
横山 勉	岩田 秀也	鎌野 武	山崎 和夫	水口 光夫
三輪 徹				

令和2年度

幹事長：	鎌野 晃	副幹事長：	佐藤 正博	
小林 和樹	根上 宏樹	井上 史代	梶 茂樹	山本 育実
上道 幸胤	勝間田 守正	長田 哲広	杉山 真彦	勝又 喜英
麻生 賢一	瀧口 正仁	鎌野 武	山崎 和夫	水口 光夫
勝又 久生				

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会作業部会（◎：部会長 ○：副部会長）

令和元年度

【第1部会（産業分野）】

井上 裕次	鈴木 恭之	◎勝又 由幸	平田 友和	○宮代 英和
高村 千賀	吉川 英治			

【第2部会（健康福祉分野）】

南茂 秀子	小林 隆将	鳥澤 昌幸	西村 衛	西山 美香
滝口 有加	◎川口 聡	伊藤 美香	浅水 隆司	近藤 雅信
湯山 順子	福島 善典	吉田 敏彦	宮代 志穂	川鍋 康仁
宮島 千知	○湯山 晴美	田代 律子	仁藤 真伸	

【第3部会（防災・市民生活分野）】

木島 香苗	○勝又 文弘	◎田口 公士	杉山 宏治	長田 直樹
上原 裕行	池田 浩一	佐藤 裕則	勝間田 秀明	

【第4部会（教育文化分野）】

浅野 智之	○勝又 美絵	杉山 健一郎	勝亦 純子	伊藤 貴大
渡邊 公美	小林 徹	府川 健作	遠藤 英樹	◎勝又 久生
土屋 正史	高村 千代子			

【第5部会（環境分野）】

◎青山 文彦	佐藤 静雄	伊藤 正二郎	菅沼 亮太	芹澤 幸一
伊倉 和明	内海 清治	杉山 信之	中川 鈴代	

【第6部会（都市基盤分野）】

芹澤 知輝	勝又 龍三	三改木百合子	渡邊 和美	青木 千峰
小見山 哲也	瀬戸 裕一	藤曲 元樹	◎滝口 正仁	山本 剛
梶 敏一	○湯山 和男	小宮山 弘哲	三改木 英隆	山下 洋之
勝又 かおる	岩田 儀康			

【第7部会（協働・計画推進分野）】

野木 充	佐藤 哲治	依田 和海	鎌野 直子	長田 和美
北村 和之	梶 茂樹	◎高村 幹雄	瀬戸 孝一	鈴木 隆広
菊地 康弘	○上道久仁子	山崎 弘資	勝又 美津子	塩川 里美
渡邊 達也	勝間田千加枝	三輪 ひろえ	浅野 智之	山崎 晃子
佐藤 歌愛	小宮山 正代	込山 次保		

令和2年度

【第1部会（産業分野）】

◎山崎 弘資 渡 邊 靖 吉川 英治 田口 公士 宮代 英和
高村 千賀 鈴木 貴之 ○藤曲 元樹

【第2部会（健康福祉分野）】

南茂 秀子 小林 隆将 勝間田 英美 西村 衛 勝亦 純子
西山 洋哉 ◎川口 聡 勝間田千加枝 浅水 隆司 近藤 雅信
湯山 順子 福島 善典 吉田 敏彦 宮代 志穂 川鍋 康仁
○湯山 晴美 田代 律子 勝又 良衣 仁藤 真伸

【第3部会（防災・市民生活分野）】

木島 香苗 ○鈴木 博 ◎三輪 徹 杉山 宏治 長田 祐一
寺澤 輝之 池田 浩一 佐藤 裕則 勝間田 秀明

【第4部会（教育文化分野）】

浅野 智之 ○勝又 美絵 滝口 有加 伊藤 貴大 水口 美絵
小越 隆則 伊藤 美香 ◎遠藤 英樹 勝俣 竜哉 青山 文彦
高村 千代子

【第5部会（環境分野）】

◎井上 裕二 佐藤 静雄 見田 和生 ○菅沼 亮太 芹澤 幸一
伊倉 和明 内海 清治 青木 千峰 中川 鈴代

【第6部会（都市基盤分野）】

○梶 敏一 芹澤 知輝 坂口 靖 渡邊 和美 岩田 儀康
長田 和美 瀬戸 裕一 勝又 かおる 勝又 龍三 山本 剛
渡邊 達也 ◎湯山 和男 小宮山 弘哲 三改木 英隆 山下 洋之
小見山 哲也 杉山 信之

【第7部会（協働・計画推進分野）】

平田 友和 野木 充 佐藤 哲治 依田 和海 鎌野 直子
笠間 大輔 北村 和之 山崎 晃子 府川 健作 ○瀬戸 孝一
鈴木 隆広 菊地 康弘 ◎上道久仁子 鳥澤 昌幸 勝又 美津子
塩川 里美 小宮山 絢子 北村 陽子 三輪 ひろえ 浅野 智之
佐藤 歌愛 渡邊 義人 込山 次保

● 事務局（企画課企画調整スタッフ）

鎌野 晃 佐藤 哲治 細谷 志野 森 明日香 佐野 秀人

※ 異動等により途中で退任した職員

根上 雄樹

6. 御殿場市総合計画の策定等に関する条例

御殿場市総合計画の策定等に関する条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 27 号

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、御殿場市（以下「市」という。）の総合計画を策定し、又は変更するに当たり、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総合計画 市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から構成するものをいう。
- （2）基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す将来都市像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- （3）基本計画 基本構想に示した将来都市像及び基本目標の実現に向けた政策及び施策を体系的に示すものをいう。
- （4）実施計画 基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

（位置付け）

第 3 条 総合計画は、市の最上位計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、御殿場市総合計画審議会条例（昭和 40 年御殿場市条例第 24 号）に規定する御殿場市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべきものとして、議会の議決を経なければならない。

（公 表）

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなけれ

ばならない。

（ 委 任 ）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 御殿場市総合計画審議会条例及び部会に関する規則

御殿場市総合計画審議会条例

昭和 40 年 3 月 29 日

条例第 24 号

〔注〕平成 6 年 12 月から改正経過を注記した。

（ 設 置 ）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（ 任 務 ）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に関すること。
- （2）基本構想に基づく基本計画に関すること。

（一部改正〔平成 10 年条例 7 号・19 年 32 号・23 年 24 号〕）

（ 組 織 ）

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等の役員又は職員
- （2）関係行政機関の職員
- （3）知識と経験を有する者
- （4）公募による者

（一部改正〔平成 6 年条例 33 号・10 年 7 号・19 年 32 号〕）

（ 任 期 ）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成 10 年条例 7 号〕）

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（全部改正〔平成 19 年条例 32 号〕）

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(全部改正〔平成 19 年条例 32 号〕)

(部 会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 7 月 4 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 10 月 1 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 12 月 15 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 10 日条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 6 月 18 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 26 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 15 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

御殿場市総合計画審議会の部会に関する規則

平成 2 年 12 月 1 日

規則第 16 号

(設 置)

第 1 条 この規則は、御殿場市総合計画審議会条例（昭和 40 年御殿場市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の部会に関し、必要な事項を定める。

（一部改正〔平成 11 年規則 45 号〕）

(名称及び所管事項)

第 2 条 審議会に部会を置く。

2 部会の名称及び所管事項は、別表のとおりとする。

（全部改正〔平成 11 年規則 45 号〕）

(委 員)

第 3 条 部会の委員は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って指名する。

（一部改正〔平成 11 年規則 45 号〕）

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を掌理し、当該部会を代表する。

3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（一部改正〔平成 11 年規則 45 号〕）

(会 議)

第 5 条 部会は、部会長が会長に諮って招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（一部改正〔平成 11 年規則 45 号〕）

(報 告)

第 6 条 部会長は、部会の審議結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(補 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（御殿場市総合計画審議会条例施行規則の廃止）

2 御殿場市総合計画審議会条例施行規則（昭和 40 年御殿場市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則 （平成 11 年 12 月 27 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 27 年 7 月 14 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（全部改正〔平成 27 年規則 27 号〕）

名称	所管事項
産業部会	観光に関する事項 商工業に関する事項 農林業に関する事項 雇用・就業に関する事項
健康福祉部会	福祉に関する事項 保健に関する事項 医療に関する事項
防災・市民生活部会	防災に関する事項 安全に関する事項 消費生活に関する事項
教育文化部会	教育・学習に関する事項 芸術文化・スポーツに関する事項 地域活動に関する事項 国内外との交流に関する事項
環境部会	生活環境に関する事項 自然環境に関する事項 廃棄物に関する事項 資源・エネルギーに関する事項
都市基盤部会	景観に関する事項 土地利用に関する事項 都市基盤に関する事項

	住生活に関する事項
協働・計画推進部会	市民参画に関する事項 行財政運営に関する事項 広域連携に関する事項

8. 第四次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

第四次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

令和元年 5 月 14 日

訓令甲第 1 号

（ 設 置 ）

- 第 1 条 第四次御殿場市総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに策定に関する調査及び研究を行うため、第四次御殿場市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（ 所 掌 事 項 ）

- 第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- （1） 基本計画に関すること。
 - （2） その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（ 組 織 ）

- 第 3 条 委員会は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和 50 年御殿場市規定第 3 号）第 2 条に規定する者並びに御殿場市役所支所設置条例施行規則（昭和 60 年御殿場市規則第 1 号）第 5 条に規定する支所長及び御殿場市御殿場地域振興センター規則（平成 9 年御殿場市規則第 12 号）第 5 条に規定する所長及び御殿場市監査委員事務局規定（昭和 52 年監査委員告示第 1 号）第 4 条に規定する事務局長をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

- 第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、企画部担当副市長をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（ 会 議 ）

- 第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（ 幹 事 会 ）

- 第 6 条 総合計画原案について、検討及び調整を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事 20 人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 4 幹事長は、企画課長をもって充て、副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

（作業部会）

第 7 条 総合計画原案の作成に必要な資料の収集、整理及び政策方針毎の計画原案を作成するため、委員会に別表に定める作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会員 100 人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長 1 人を置く。
- 4 部会長は、幹事長が指名するものとし、副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

（意見の聴取）

第 8 条 幹事長が必要と認めるときは、幹事会又は作業部会に幹事又は部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 9 条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

（委任）

第 10 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令甲は、公布の日から施行する。

（この訓令甲の失効）

- 2 この訓令甲は、令和 3 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

別表

産業	健康福祉	防災・市民生活	教育文化	環境	都市基盤	協働・計画推進
----	------	---------	------	----	------	---------

9. 御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成 27 年 1 月 21 日

告示第 14 号

（ 設 置 ）

- 第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 1365 号。以下「法」という。）第 4 条及び第 10 条の規定に基づき、本市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（法第 1 条の「まち・ひと・しごと創生」をいう。）の推進を図るため、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（ 所 掌 事 項 ）

- 第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
- （1） 法第 10 条の規定による御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に関すること。
 - （2） 総合戦略の実施状況の総合的かつ定期的な検証に関すること。
 - （3） 前 2 号に掲げるもののほか、総合戦略に関すること。

（ 組 織 ）

- 第 3 条 本部は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和 50 年御殿場市規定第 3 号。以下「庁議等規定」という。）第 2 条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

（本部長及び副本部長）

- 第 4 条 本部に、本部長及び副本部長 1 人を置く。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、企画部担当副市長をもって充てる。
 - 3 本部長は、本部を総括する。
 - 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（ 会 議 ）

- 第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- 2 本部長が必要と認めたときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（ 作 業 部 会 ）

- 第 6 条 本部に、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、庁議等規定第 5 条に規定する調整会議の構成員をもって組織する。

（ 庶 務 ）

第 7 条 本部の庶務は、市長が定める部課において処理する。

（ 補 則 ）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

10. まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

改正 平成二十七年九月一日法律第六六号

まち・ひと・しごと創生法をここに公布する。

まち・ひと・しごと創生法

目次

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第八条）
第三章	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第九条・第十条）
第四章	まち・ひと・しごと創生本部（第十一条―第二十条）
附則	

第一章 総則

（ 目 的 ）

第 一 条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（ 基 本 理 念 ）

第 二 条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければな

らない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

（国の責務）

- 第 三 条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
 - 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
 - 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

- 第 四 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

- 第 五 条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければな

らない。

（国民の努力）

第 六 条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第 七 条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 八 条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第 九 条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなけ

ればならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第 十 条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

（ 設 置 ）

第 十 一 条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（ 所 掌 事 務 ）

第 十 二 条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組 織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・一部改正)

(事 務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大

臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第 二 十 条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行）

（ 検 討 ）

- 2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

11. 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する

国土強靱化法

(平成二十五年十二月十一日)

(法律第九十五号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法をここに公布する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靱化基本計画等（第十条―第十四条）

第四章 国土強靱化推進本部（第十五条―第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにでも発生し得る

大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆(ぜい)弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱(じん)化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目 的)

第 一 条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基 本 理 念)

第 二 条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施

策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（国の責務）

第 三 条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 四 条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第 五 条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第 六 条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 七 条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第 八 条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自

然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。
- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

（施策の策定及び実施の方針）

- 第 九 条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。
- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
 - 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
 - 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
 - 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
 - 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
 - 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
 - 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靱化基本計画等

（国土強靱化基本計画）

- 第 十 条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
 - 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

（国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係）

第 十 一 条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

（国土強靱化基本計画の実施に関する勧告）

第 十 二 条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（国土強靱化地域計画）

第 十 三 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第 十 四 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靱化推進本部

（ 設 置 ）

第 十 五 条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（ 所 掌 事 務 ）

第 十 六 条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する

ること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第 十 七 条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

（ 組 織 ）

第 十 八 条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

（国土強靱化推進本部長）

第 十 九 条 本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国土強靱化推進副本部長）

第 二 十 条 本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国土強靱化推進本部員）

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（平二七法六六・一部改正）

（ 事 務 ）

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（諸外国の理解の増進）

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化

に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（ 施 行 期 日 ）

第 一 条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第四次御殿場市総合計画
後期基本計画**

発 行 令和 3 年 2 月
発 行 者 御 殿 場 市

〒412-8601 御殿場市萩原 483

TEL : 0550-82-4421

FAX : 0550-84-1661

<http://www.city.gotemba.lg.jp>